

上越市北陸新幹線上越妙高駅周辺地区における企業等の立地の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 18 日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第 37 号

上越市北陸新幹線上越妙高駅周辺地区における企業等の立地の促進に関する条例の一部を改正する条例
(別紙のとおり)

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 18 日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第 38 号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
(別紙のとおり)

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 18 日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第 39 号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
(別紙のとおり)

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 28 日

上越市長 小菅 淳一

上越市条例第 40 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(別紙のとおり)

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 28 日

上越市長 小菅 淳一

上越市条例第 41 号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例
(別紙のとおり)

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 28 日

上越市長 小菅 淳一

上越市条例第 42 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(別紙のとおり)

上越市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和 7 年 1 月 18 日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第 43 号

上越市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例

(別紙のとおり)

上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一
部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 18 日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第 44 号

上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例
の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布
する。

令和 7 年 1 月 18 日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第 45 号

上越市水道事業給水条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 18 日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第 46 号

上越市下水道条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市農業集落排水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 18 日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第 47 号

上越市農業集落排水条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市浄化槽整備推進事業に係る浄化槽の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 18 日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第 48 号

上越市浄化槽整備推進事業に係る浄化槽の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市液化石油ガス供給条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 7 年 1 月 28 日

上越市長 小菅 淳一

上越市条例第 49 号

上越市液化石油ガス供給条例の一部を改正する条例
(別紙のとおり)

上越市ガス供給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 28 日

上越市長 小菅 淳一

上越市条例第 50 号

上越市ガス供給条例の一部を改正する条例
(別紙のとおり)

上越市企業振興条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 28 日

上越市長 小菅 淳一

上越市条例第 51 号

上越市企業振興条例の一部を改正する条例
(別紙のとおり)

上越市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 18 日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第 52 号

上越市体育施設条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越リゾートセンターくるみ家族園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 18 日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第 53 号

上越リゾートセンターくるみ家族園条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市月影の郷条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 18 日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第 54 号

上越市月影の郷条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市六夜山荘条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 18 日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第 55 号

上越市六夜山荘条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市南葉高原キャンプ場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 18 日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第 56 号

上越市南葉高原キャンプ場条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市菖蒲高原緑地休養広場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 18 日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第 57 号

上越市菖蒲高原緑地休養広場条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市リフレッシュビレッジ施設条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和 7 年 1 月 18 日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第 58 号

上越市リフレッシュビレッジ施設条例の一部を改正する
条例

(別紙のとおり)

上越市安塚雪だるま高原条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 7 年 1 月 18 日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第 59 号

上越市安塚雪だるま高原条例の一部を改正する条例
(別紙のとおり)

上越市大島庄屋の家条例の一部を改正する条例をここに公布
する。

令和 7 年 1 月 18 日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第 60 号

上越市大島庄屋の家条例の一部を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市うみてらす名立条例の一部を改正する条例をここに公
布する。

令和 7 年 1 月 18 日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第 6 1 号

上越市うみてらす名立条例の一部を改正する条例
(別紙のとおり)

上越市吉川ゆったりの郷条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 7 年 1 月 18 日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第 6 2 号

上越市吉川ゆったりの郷条例の一部を改正する条例
(別紙のとおり)

上越市牧湯の里深山荘条例の一部を改正する条例をここに公
布する。

令和 7 年 1 月 18 日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第 6 3 号

上越市牧湯の里深山荘条例の一部を改正する条例
(別紙のとおり)

上越市柿崎マリンホテルハマナス条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和 7 年 1 月 18 日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第 64 号

上越市柿崎マリンホテルハマナス条例の一部を改正する
条例

(別紙のとおり)

上越市大潟健康スポーツプラザ鵜の浜人魚館条例の一部を改
正する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 18 日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第 65 号

上越市大潟健康スポーツプラザ鵜の浜人魚館条例の一部
を改正する条例

(別紙のとおり)

上越市吉川スカイトイア遊ランド条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和 7 年 1 月 18 日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第 66 号

上越市吉川スカイトイア遊ランド条例の一部を改正する
条例

(別紙のとおり)

上越市板倉保養センター条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和 7 年 1 月 18 日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第 6 7 号

上越市板倉保養センター条例の一部を改正する条例
(別紙のとおり)

上越市立水族博物館条例の一部を改正する条例をここに公布
する。

令和 7 年 1 月 18 日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第 6 8 号

上越市立水族博物館条例の一部を改正する条例
(別紙のとおり)

上越市地域生涯学習センター条例の一部を改正する条例をこ
こに公布する。

令和 7 年 1 月 18 日

上越市長 小 菅 淳 一

上越市条例第 6 9 号

上越市地域生涯学習センター条例の一部を改正する条例
(別紙のとおり)

上越市農業研修センター^{ふよう}芙蓉荘条例を廃止する条例をここに
公布する。

令和 7 年 1 月 18 日

上越市長 小菅 淳一

上越市条例第 70 号

上越市農業研修センター^{ふよう}芙蓉荘条例を廃止する条例
(別紙のとおり)

上越市議会の会期等に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 18 日

上越市長 小菅 淳一

上越市条例第 71 号

上越市議会の会期等に関する条例
(別紙のとおり)

上越市議会通年会期制等の導入に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和 7 年 1 月 18 日

上越市長 小菅 淳一

上越市条例第 72 号

上越市議会通年会期制等の導入に伴う関係条例の整備に関する条例
(別紙のとおり)

上越市北陸新幹線上越妙高駅周辺地区における企業等の立地の促進に関する条例の一部を改正する条例

上越市北陸新幹線上越妙高駅周辺地区における企業等の立地の促進に関する条例（平成25年上越市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号イ中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員の旅費に関する条例（昭和46年上越市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「在勤庁」の次に「（常時勤務する在勤庁のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所」を加え、同項第5号中「若しくはその扶養親族」を削り、「根拠地」を「根拠」に改め、同項第6号中「扶養親族」を「家族」に改め、「配偶者」の次に「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加え、「主として職員の収入によって生計を維持している」を「職員と生計を一にする」に改め、同項に次の1号を加える。

(8) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であつて、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。）を締結したものをいう。

第2条第2項を削る。

第3条第6項を次のように改める。

6 第1項及び第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

第3条第7項中「交通機関の事故」を「天災その他規則で定める事情」に改め、同条に次の1項を加える。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

- (1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令
- (2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第4条第2項中「旅行命令を」を「旅行命令等を」に改め、同条第3項中「旅行命令を変更（取消しを含む。以下同じ。）する必要があると認める場合」を「旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合」に、「これを変更」を「その変更を」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令票又は旅行依頼に相当する資料（以下この条において「旅行命令票等」という。）に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知しなければならない。ただし、旅行命令票等に当該旅行に関する事項を記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

第4条第5項中「旅行命令を」を「旅行命令等を」に、「旅行命令票」を「旅行命令票等」に、「を記載し、これを当該旅行者に提示」を「の記載又は記録を」に改め、同条第6項中「旅行命令票」を「旅行命令票等」に改め、「記載事項」の次に「又は記録事項」を加える。

第5条の見出し中「旅行命令」を「旅行命令等」に改め、同条第1項中「旅行命令（）を「旅行命令等（）に、「変更された旅行命令」を「変更を受けた旅行命令等」に、「本条」を「この条」に、「旅行命令の」を「旅行命令等の」に改め、同条第2項中「旅行命令の」を「旅行命令等の」に、「旅行命令に」を「旅行命令等に」に改め、同条第3項中「旅行命令」を「旅行命令等」に改める。

第6条を次のように改める。

（旅費の種目）

第6条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とする。

第7条の見出しを「（旅費の計算）」に改め、同条中「旅費は」の次に「、旅行に要する実費を弁償するためのものとして前条に規定する旅費の種目及び第9条から第18条までに規定する内容に基づき」を加える。

第8条から第10条までを削る。

第11条第1項中「するもの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「請求書」の次に「（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第3項にお

いて同じ。) を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「必要な書類」を「必要な資料」に、「添付書類」を「資料」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に、「その書類」を「その資料」に改め、「その旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第3項中「添付書類」を「資料」に改め、「記載事項」の次に「又は記録事項」を加え、同項を同条第5項とし、同条第2項の次に次の2項を加える。

3 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて市長が別に定めるものをいう。次項において同じ。）をもつて提出することができる。

4 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法によって行われたときは、支出命令職員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を出したものとみなす。

第11条を第8条とし、同条の次に次の3条を加える。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（市長及び副市長（以下「市長等」という。）に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から

第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。) の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金 (市長等に限る。)
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

- (1) 市長等が移動する場合 最上級の運賃の額
- (2) 運賃の等級が3以上に区分された船舶により一般職の職員が移動する場合 最下級の直近上位の級の運賃の額
(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機 (航空法 (昭和27年法律第231号) 第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。) を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用 (第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。) の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

第12条から第20条までを次のように改める。
(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用 (第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。) の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法 (昭和26年法律第183号) 第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業 (路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。) の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 職員が通勤その他日常生活で使用する道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第8号に規定する車両で、旅行命令権者の承認を受けたものによる旅行の場合には、路程1キロメートルにつき市長が定める額（全路程を通算して計算するものとし、1キロメートル未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てるものとする。）
- (5) 前4号に掲げる費用に付随する費用
(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情及び旅行者の職務を勘案して次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超えない範囲内において規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

- (1) 市長等 27,000円
- (2) 一般職の職員 19,000円
(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、1夜当たり2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、この条例及びこの条例に基づく規則の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の2の額
- (2) 朝食及び夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合 前項で定める定額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、2,400円とする。ただし、この条例及びこの条例に基づく規則の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費及び家族移転費のうちこれらに相当するものを含む。）に食費に相当するものが含まれる場合は、当該額の3分の1の額とする。

4 旅行者が、旅行中自宅（住所又は居所若しくはこれに相当する場所をいう。）に宿泊する場合は、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

（転居費）

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して次に掲げる方法により算定される額とする。

- (1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- (2) 旅行役務提供者が家財の運送を行う場合には、前号の規定にかかわらず、当該運送に要する額を転居費の額とする方法
- (3) 旅行者が宅配便又は自家用自動車若しくは道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして第1号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

2 前項の算定に当たっては、この条例及びこの条例に基づく規則の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として市長が別に定めるものを除くものとする。

3 職員又は家族が他から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

（着後滞在費）

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額
- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

（退職者等の旅費）

第19条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、次に掲げる旅費とする。

- (1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者（市長又は副市長であった場合には、当該者をいう。次号において同じ。）として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費
- (2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務の級の者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費
- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。
- 3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

（遺族の旅費）

第20条 第3条第2項第2号又は第3号の規定により支給する旅費は、次に掲げる旅費とする。

- (1) 職員が第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同号の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費
- ア 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費
- イ 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

- (2) 第3条第2項第3号の規定により旅費を支給する場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費及び包括宿泊費を除く。）
- 2 遺族が前項各号に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。
- 第21条から第25条までを削り、第26条を第21条とし、同条の次に次の1条を加える。

（旅費の支給額の上限）

第22条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第7条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第7条、第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第27条第1項中「公用の交通機関及び宿泊施設等を利用して旅行した」を「市以外の者から旅費の支給を受ける」に、「当該旅行」を「旅行」に改め、同条を第23条とし、同条の次に次の1条を加える。

（旅費の返納）

第24条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、市長は前項に規定する返納に代えて、市長がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

第28条を第25条とする。

第29条の見出しを「（規則への委任）」に改め、同条を第26条とする。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に新条例第2条第1項第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の職員の旅費に関する条例（以下この項及び第4項において「旧条例」という。）第2条第1項第2号に規定する旅行命令権者が旧条例第4条第1項に規定する旅行命令を発した旅行及び旧条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第2条第1項第2号に規定する旅行命令権者が旧条例第4条第1項に規定する旅行命令を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1項第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

5 新条例第24条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

(規則への委任)

6 前4項に規定するもののほか、この条例の施行に関し、必要な経過措置は、規則で定める。

(上越市証人等の実費弁償に関する条例の一部改正)

7 上越市証人等の実費弁償に関する条例（昭和46年上越市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「車賃及び宿泊料」を「その他の交通費、宿泊費及び包括宿泊費」に改める。

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年上越市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の172.5」を「、6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5」に改める。

第2条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「、6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条並びに次項及び附則第3項の規定 規則で定める日

(2) 第2条の規定 令和8年4月1日

（適用区分）

2 第1条の規定による改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第5条の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和47年上越市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の172.5」を「、6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条並びに次項及び附則第3項の規定 規則で定める日

(2) 第2条の規定 令和8年4月1日

(適用区分)

2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和47年上越市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の172.5」を「、6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5」に改める。

第2条 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条並びに次項及び附則第3項の規定 規則で定める日
- (2) 第2条の規定 令和8年4月1日

（適用区分）

2 第1条の規定による改正後の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（内扱）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内扱とみなす。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年上越市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項中「41万6,600円」を「41万7,600円」に改める。

第13条第2項第2号中「5万5,000円」を「支給単位期間につき、5万9,000円」に改める。

第15条第1項中「4,400円」を「4,700円」に、「7,400円」を「7,700円」に改め、同項ただし書中「6,600円」を「7,050円」に、「1万1,100円」を「1万1,550円」に改め、同条第2項中「2万2,000円」を「2万3,500円」に改める。

第22条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」に、「100分の105」を「、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の105」とあるのは「100分の58.75」を「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」と、「100分の105」とあるのは「100分の58.75」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」に改める。

第23条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の125」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の61.25」の次に「、12月に支給する場合には100分の53.75（特定幹部職員にあっては、100分の63.75）」を加える。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第3条関係）

一般行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額							
定年	1	円 195,800	円 242,000	円 276,300	円 309,800	円 332,600	円 366,800	円 420,700	円 471,900
前	2	円 196,900	円 243,300	円 277,300	円 311,300	円 334,400	円 368,500	円 422,600	円 477,200
再	3	円 198,100	円 244,700	円 278,300	円 312,700	円 336,200	円 370,100	円 424,500	円 482,100
	4	円 199,200	円 246,100	円 279,300	円 314,100	円 337,900	円 371,700	円 426,300	円 486,700

任 用 短 時 間 勤 務 職 員 等 以 外 の 職 員	5	200, 300	247, 500	280, 300	315, 500	339, 600	373, 300	428, 100	490, 700	
	6	202, 000	248, 900	281, 300	316, 600	341, 300	375, 100	429, 900	494, 100	
	7	203, 600	250, 300	282, 200	317, 600	343, 000	376, 600	431, 700	497, 000	
	8	205, 200	251, 700	283, 200	318, 800	344, 600	378, 200	433, 500	499, 500	
	9	206, 700	253, 100	284, 200	320, 000	346, 200	379, 500	435, 100	501, 500	
	10	208, 400	254, 300	285, 200	321, 600	347, 900	381, 100	436, 600		
	11	210, 000	255, 600	286, 200	323, 200	349, 600	382, 700	438, 100		
	12	211, 600	256, 900	287, 200	324, 800	351, 200	384, 200	439, 600		
	13	213, 100	258, 100	288, 200	326, 200	352, 700	386, 100	441, 100		
	14	214, 800	259, 300	289, 500	327, 800	354, 300	388, 000	442, 400		
	15	216, 500	260, 500	290, 800	329, 400	355, 900	389, 900	443, 700		
	16	218, 200	261, 700	292, 000	331, 000	357, 400	391, 700	444, 900		
	17	219, 400	262, 800	293, 200	332, 400	358, 800	393, 200	446, 100		
	18	221, 000	263, 900	294, 500	334, 100	360, 500	395, 000	447, 400		
	19	222, 600	265, 000	295, 700	335, 700	362, 100	396, 700	448, 700		
	20	224, 100	266, 100	296, 900	337, 300	363, 700	398, 300	449, 900		
	21	225, 600	267, 000	297, 900	338, 700	364, 800	400, 000	451, 100		
	22	227, 200	268, 000	299, 100	340, 400	366, 300	401, 400	451, 900		
	23	228, 800	269, 000	300, 300	342, 100	367, 800	402, 800	452, 700		
	24	230, 400	270, 000	301, 600	343, 700	369, 300	404, 200	453, 500		
	25	232, 000	271, 000	302, 900	344, 900	371, 000	405, 600	454, 100		
	26	233, 700	271, 900	303, 900	346, 800	372, 800	406, 800	454, 700		
	27	235, 000	272, 700	304, 900	348, 500	374, 400	408, 000	455, 300		
	28	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100	409, 000	455, 900		
	29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100	456, 600		
	30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300	457, 400		
	31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400	457, 800		
	32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500	458, 500		
	33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200	459, 000		
	34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900	459, 400		
	35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500	459, 800		
	36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200	460, 200		
	37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800	460, 600		
	38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400	460, 900		
	39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900	461, 200		
	40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500		
	41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800		
	42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100		
	43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400		
	44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700		
	45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000		
	46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100			
	47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400			
	48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700			
	49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900			
	50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200			
	51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400			
	52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700			
	53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900			
	54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200			
	55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500			
	56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800			

57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000			
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300			
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600			
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800			
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000			
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300			
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600			
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800			
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000			
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300			
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600			
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800			
69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000			
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300			
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600			
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800			
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000			
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300				
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600				
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800				
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000				
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300				
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600				
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800				
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000				
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300				
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600				
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800				
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000				
86	266, 200	305, 800	355, 700	397, 000					
87	266, 500	306, 100	356, 100	397, 400					
88	266, 800	306, 400	356, 500	397, 800					
89	267, 100	306, 700	356, 700	398, 100					
90	267, 400	307, 000	357, 100	398, 600					
91	267, 700	307, 300	357, 500	399, 000					
92	268, 000	307, 600	357, 900	399, 400					
93	268, 300	307, 800	358, 100	399, 700					
94		308, 000	358, 400						
95		308, 300	358, 800						
96		308, 700	359, 100						
97		308, 900	359, 400						
98		309, 200	359, 800						
99		309, 500	360, 200						
100		309, 900	360, 600						
101		310, 100	361, 100						
102		310, 400	361, 500						
103		310, 700	361, 900						
104		311, 000	362, 300						
105		311, 200	362, 800						
106		311, 500	363, 200						
107		311, 800	363, 500						
108		312, 100	363, 800						

109	312,300	364,200						
110	312,600							
111	313,000							
112	313,300							
113	313,500							
114	313,700							
115	314,000							
116	314,400							
117	314,600							
118	314,800							
119	315,100							
120	315,400							
121	315,700							
122	315,900							
123	316,200							
124	316,500							
125	316,800							
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 等	基準給 料月額							
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	409,200

備考

- この表は、別表第2及び別表第3の適用を受けない全ての職員に適用する。
- この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額（定年前再任用短時間勤務職員等にあっては、基準給料月額。以下同じ。）に100分の99.56を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を給料月額とする。

別表第2（第3条関係）

技能労務職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年	1	円 198,200	円 240,400	円 260,400	円 291,600	円 319,000
前再任用	2	199,900	241,200	261,300	292,300	320,300
短時間勤	3	201,600	242,000	262,200	293,000	321,600
	4	203,300	242,700	263,100	293,500	322,800
	5	205,000	243,400	264,100	294,100	323,700

務職員等以外の職員	6	206,700	244,100	265,000	294,700	324,900	
	7	208,300	244,900	266,000	295,300	326,100	
	8	209,900	245,600	266,900	295,800	327,200	
	9	211,500	246,400	267,800	296,300	328,200	
	10	213,000	247,100	268,600	296,900	329,200	
	11	214,500	247,800	269,300	297,500	330,300	
	12	215,900	248,400	269,700	297,900	331,400	
	13	217,300	249,100	270,300	298,300	332,400	
	14	218,800	249,500	270,700	298,800	333,400	
	15	220,300	250,000	271,100	299,200	334,500	
	16	221,800	250,400	271,500	299,500	335,600	
	17	223,200	250,900	271,900	299,900	336,600	
	18	224,600	251,300	272,400	300,300	337,700	
	19	226,000	251,800	272,900	300,700	338,800	
	20	227,400	252,200	273,500	301,000	339,800	
	21	228,800	252,500	274,200	301,300	340,800	
	22	229,800	252,800	274,800	301,700	341,800	
	23	230,900	253,100	275,400	302,100	342,700	
	24	232,000	253,400	276,200	302,400	343,700	
	25	233,000	253,900	277,000	302,700	344,700	
	26	233,800	254,400	277,700	303,100	345,600	
	27	234,700	254,800	278,200	303,400	346,600	
	28	235,500	255,300	278,900	303,800	347,600	
	29	236,400	255,800	279,700	304,100	348,600	
	30	237,200	256,300	280,400	304,600	349,600	
	31	238,000	256,700	281,100	305,000	350,600	
	32	238,800	257,100	281,700	305,500	351,500	
	33	239,600	257,400	282,400	306,000	352,400	
	34	240,100	257,900	283,100	306,400	353,300	
	35	240,600	258,400	283,800	306,900	354,100	
	36	241,100	258,800	284,400	307,400	355,000	
	37	241,700	259,200	285,000	307,900	355,900	
	38	242,200	259,700	285,700	308,500	356,900	
	39	242,700	260,100	286,300	309,100	357,900	
	40	243,200	260,500	286,800	309,800	358,800	
	41	243,700	260,900	287,200	310,300	359,700	
	42	244,000	261,300	287,700	310,800	360,600	
	43	244,300	261,800	288,100	311,400	361,500	
	44	244,700	262,100	288,500	311,900	362,300	
	45	245,100	262,400	289,000	312,400	363,100	
	46	245,500	262,800	289,500	312,900	363,900	
	47	245,900	263,200	290,000	313,500	364,700	
	48	246,300	263,500	290,300	314,100	365,400	
	49	246,600	263,900	290,700	314,700	366,100	
	50	246,900	264,300	291,100	315,400	366,900	
	51	247,200	264,600	291,500	316,100	367,700	
	52	247,500	264,900	292,000	316,800	368,300	
	53	247,700	265,300	292,300	317,400	369,000	
	54	248,000	265,600	292,700	318,100	369,600	
	55	248,300	265,900	293,200	318,700	370,300	
	56	248,600	266,300	293,700	319,300	371,000	
	57	248,800	266,600	294,100	319,900	371,600	

	58	249, 100	266, 900	294, 700	320, 600	372, 100
	59	249, 400	267, 200	295, 200	321, 300	372, 600
	60	249, 600	267, 500	295, 800	321, 900	373, 100
	61	249, 800	267, 800	296, 400	322, 400	373, 500
	62	250, 100	268, 100	296, 900	322, 900	
	63	250, 400	268, 400	297, 500	323, 500	
	64	250, 600	268, 700	298, 000	324, 100	
	65	250, 800	268, 900	298, 500	324, 700	
	66	251, 100	269, 200	299, 000	325, 100	
	67	251, 400	269, 500	299, 500	325, 500	
	68	251, 600	269, 700	300, 000	326, 000	
	69	251, 800	269, 900	300, 400	326, 300	
	70	252, 100	270, 200	300, 800	326, 800	
	71	252, 400	270, 500	301, 200	327, 300	
	72	252, 600	270, 700	301, 600	327, 700	
	73	252, 800	270, 900	302, 000	327, 900	
	74	253, 100	271, 200	302, 300	328, 200	
	75	253, 400	271, 500	302, 700	328, 400	
	76	253, 600	271, 700	303, 100	328, 700	
	77	253, 800	271, 900	303, 500	329, 000	
	78	254, 100	272, 200	303, 900	329, 300	
	79	254, 400	272, 500	304, 300	329, 600	
	80	254, 600	272, 700	304, 700	329, 800	
	81	254, 800	272, 900	305, 000	330, 000	
	82	255, 100	273, 200	305, 500	330, 300	
	83	255, 300	273, 500	305, 900	330, 600	
	84	255, 600	273, 700	306, 400	330, 800	
	85	255, 800	273, 900	306, 700	331, 000	
	86	256, 000	274, 100	307, 200	331, 200	
	87	256, 300	274, 400	307, 700	331, 500	
	88	256, 600	274, 700	308, 000	331, 800	
	89	256, 800	274, 900	308, 400	332, 000	
	90	257, 100	275, 100	308, 900	332, 300	
	91	257, 400	275, 400	309, 400	332, 600	
	92	257, 600	275, 600	309, 900	332, 800	
	93	257, 800	275, 900	310, 200	333, 000	
	94	258, 100	276, 200	310, 600	333, 300	
	95	258, 400	276, 500	311, 000	333, 600	
	96	258, 600	276, 700	311, 500	333, 800	
	97	258, 800	276, 900	311, 900	334, 000	
	98	259, 100	277, 200	312, 300		
	99	259, 400	277, 400	312, 600		
	100	259, 600	277, 700	312, 900		
	101	259, 800	277, 900	313, 200		
	102	260, 100	278, 100	313, 600		
	103	260, 400	278, 400	313, 900		
	104	260, 600	278, 700	314, 300		
	105	260, 800	278, 900	314, 600		
	106		279, 100	315, 000		
	107		279, 400	315, 400		
	108		279, 600	315, 600		
	109		279, 900	315, 800		

	110	280,200	316,100			
	111	280,500	316,400			
	112	280,700	316,600			
	113	280,900	316,800			
	114	281,200	317,100			
	115	281,400	317,400			
	116	281,600	317,600			
	117	281,900	317,800			
	118	282,200	318,100			
	119	282,500	318,400			
	120	282,700	318,600			
	121	282,900	318,800			
	122	283,100	319,100			
	123	283,400	319,400			
	124	283,700	319,600			
	125	283,900	319,800			
	126	284,100	320,100			
	127	284,400	320,400			
	128	284,700	320,600			
	129	284,900	320,800			
	130	285,100				
	131	285,400				
	132	285,700				
	133	285,900				
	134	286,100				
	135	286,400				
	136	286,700				
	137	286,900				
定年前再任用短時間勤務職員等		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		206,200	217,300	235,900	257,800	290,200

備考

- この表は、自動車運転手、工務員、衛生員、管理人、用務員、調理員及びこれらの職における業務に準ずる業務に従事する職員に適用する。
- この表の適用を受ける職員については、同表に定める給料月額（定年前再任用短時間勤務職員等にあっては、基準給料月額。以下同じ。）に100分の99.56を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額）を給料月額とする。

別表第3（第3条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年			円	円	円	円
前再	1	305,600	415,600	470,300	566,200	613,700
任用	2	307,900	418,300	472,300	572,300	619,500
短時	3	310,200	420,900	474,200	577,400	624,500
間勤	4	312,400	423,300	476,100	582,100	628,800
務職	5	314,500	425,600	477,500	586,400	632,800
員等	6	318,000	427,800	479,200	590,700	636,200
以外	7	321,500	429,800	481,000	594,100	639,100
の職員	8	324,900	431,900	482,800	597,000	641,800
	9	328,300	434,000	484,600	599,500	
	10	331,800	435,500	486,300	601,800	
	11	335,200	437,000	488,100		
	12	338,600	438,500	489,900		
	13	342,000	439,900	491,700		
	14	345,500	441,300	493,400		
	15	348,900	442,800	495,200		
	16	352,300	444,200	497,000		
	17	355,700	445,500	498,800		
	18	358,800	447,000	500,700		
	19	362,000	448,400	502,600		
	20	365,200	449,800	504,500		
	21	368,500	451,100	506,400		
	22	371,600	452,600	508,100		
	23	374,700	454,000	509,900		
	24	377,700	455,400	511,700		
	25	380,800	456,800	513,300		
	26	383,100	458,200	515,100		
	27	385,400	459,500	516,900		
	28	387,600	460,900	518,400		
	29	389,500	462,300	519,800		
	30	391,200	463,600	521,500		
	31	392,900	465,000	523,300		
	32	394,700	466,400	525,000		
	33	396,400	467,700	526,500		
	34	398,200	469,100	527,800		
	35	399,800	470,400	529,100		
	36	401,100	471,800	530,400		
	37	402,500	473,200	531,400		
	38	403,900	474,900	532,700		
	39	405,300	476,500	534,000		
	40	406,700	478,000	535,300		
	41	408,200	479,600	536,300		
	42	408,900	480,800	537,100		
	43	409,500	481,900	537,900		
	44	410,100	483,000	538,700		
	45	410,900	484,000	539,600		
	46	411,500	484,900	540,400		

	47	412,100	485,800	541,200		
	48	412,600	486,600	541,900		
	49	413,100	487,300	542,700		
	50	413,500	488,000	543,500		
	51	414,000	488,700	544,200		
	52	414,400	489,300	545,100		
	53	414,800	489,900	546,000		
	54	415,100	490,600	546,800		
	55	415,400	491,200	547,700		
	56	415,800	491,800	548,600		
	57	416,100	492,100	549,400		
	58	416,500	492,700	550,200		
	59	416,800	493,300	551,000		
	60	417,200	494,000	551,700		
	61	417,600	494,400	552,500		
	62	417,900	495,000	553,400		
	63	418,200	495,700	554,300		
	64	418,500	496,400	555,200		
	65	418,800	496,800	556,000		
	66		497,400	556,900		
	67		498,000	557,800		
	68		498,500	558,700		
	69		499,000	559,500		
	70		499,500	560,400		
	71		500,000	561,300		
	72		500,500	562,200		
	73		500,900	563,000		
	74		501,400			
	75		501,800			
	76		502,200			
	77		502,700			
	78		503,300			
	79		503,800			
	80		504,200			
	81		504,700			
	82		505,300			
	83		505,900			
	84		506,400			
	85		506,900			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員等		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		312,900	356,500	412,800	488,500	590,500

備考

- 1 この表は、診療所に勤務する医師及び歯科医師に適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員については、同表に定める

給料月額（定年前再任用短時間勤務職員等にあっては、
基準給料月額。以下同じ。）に100分の99.56を
乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは
これを切り捨てた額）を給料月額とする。

第2条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給
する場合においては100分の127.5」を「100分の126.25」に、「、6月
に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分
の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の125」
とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100
分の71.25」と、「100分の105」とあるのは「100分の58.75」と、
「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」を「100分の
126.25」とあるのは「100分の70」と、「100分の106.25」とある
のは「100分の60」に改める。

第23条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105」を「100分
の106.25」に、「100分の125）、12月に支給する場合には100分の
107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5」を「100分の
126.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の51.25」
を「100分の52.5」に、「100分の61.25）、12月に支給する場合には
100分の53.75（特定幹部職員にあっては、100分の63.75」を「100分
の62.5」に改める。

第29条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に改める。

第30条第2項中「100分の51.25」を「100分の52.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（1）第1条及び次項から附則第4項までの規定 規則で定める日

（2）第2条の規定 令和8年4月1日

（適用区分）

2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」
という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（令和7年度における会計年度任用職員の給料月額の特例）

4 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間においては、第27条第1項の規定により準用する第3条第1項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額の支給は、それぞれ改正前の条例別表第1から別表第3までの給料表を適用する。

上越市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上越市病院事業の設置等に関する条例（平成11年上越市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の3号を加える。

(8) 婦人科

(9) 脳神経外科

(10) 歯科口腔外科

第15条第5項中「市長が別に」を「規則で」に改める。

別表第1中	D特別室使用料	〃	1,100円	を
	患者病衣使用料	〃	66円	

D特別室使用料	〃	1,100円	に改める。
附属設備使用料			
歯科口腔外科の保険診療以外の診療に 係る使用料		規則で定める額	

別表第2診断書、証明書等の部交通事故関係診断書及び生命保険に係る診断書、証明書等の項中「5,500円」を「7,700円」に改め、同部死体検案書の項を削り、同表死後処置の部の次に次のように加える。

死体検案	〃	11,000円
------	---	---------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の別表第1及び別表第2（診断書、証明書等の部を除く。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の診療等に係る使用料及び手数料について適用し、施行日前の診療等に係る使用料及び手数料については、なお従前の例による。

3 改正後の別表第2診断書、証明書等の部の規定は、施行日以後に交付を依頼する診断書、証明書等に係る手数料について適用し、施行日前に交付を依頼した診断書、証明書等に係る手数料については、なお従前の例による。

上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成27年上越市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の172.5」を「、6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5」に改める。

第2条 上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、6月に支給する場合においては100分の172.5、12月に支給する場合においては100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条並びに次項及び附則第3項の規定 管理規程で定める日

(2) 第2条の規定 令和8年4月1日

（適用区分）

2 第1条の規定による改正後の上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条の規定は、令和7年4月1日から適用する。

（内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の上越市ガス水道事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

上越市水道事業給水条例の一部を改正する条例

上越市水道事業給水条例（昭和46年上越市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項を次のように改める。

給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定した者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長等又は他の地方公共団体の長等が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

上越市下水道条例の一部を改正する条例

上越市下水道条例（昭和63年上越市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項に次のただし書きを加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長等の指定を受けた者に排水設備等の工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第22条第1項の表中

1, 669. 80円
86. 90円
210. 10円
238. 70円
284. 90円
346. 50円
78. 10円

1, 822. 90円
94. 80円
229. 30円
260. 50円
311. 00円
378. 20円
85. 20円

を に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第6条第1項の改正規定 令和8年1月1日
 - (2) 第22条第1項の改正規定及び次項の規定 令和8年4月1日
- 2 (適用区分)
前項第2号に掲げる規定の施行の日前から継続して公共下水道を使用している者については、改正後の第22条の規定は、同日以後最初に汚水の排除量を認定する日以後の汚水の排除に係る使用料から適用する。

上越市農業集落排水条例の一部を改正する条例

上越市農業集落排水条例（平成8年上越市条例第50号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

1, 669. 80円
86. 90円
210. 10円
238. 70円
284. 90円
346. 50円

を

1, 822. 90円
94. 80円
229. 30円
260. 50円
311. 00円
378. 20円

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例の施行の日前から継続して排水処理施設を使用している者については、改正後の別表第2の規定は、同日以後最初に汚水の排除量を認定する日以後の汚水の排除に係る使用料から適用する。

上越市浄化槽整備推進事業に係る浄化槽の設置等に関する条例の一部を改正する条例
上越市浄化槽整備推進事業に係る浄化槽の設置等に関する条例（平成16年上越市条例第
2号）の一部を次のように改正する。

「
別表第2中
」
〔
4, 323円
4, 741円
5, 808円
〕
を
〔
4, 770円
5, 134円
6, 252円
〕
に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の別表第2の規定は、令和8年4月分の使用料から適用し、同年3月分までの使
用料については、なお従前の例による。

上越市液化石油ガス供給条例の一部を改正する条例

上越市液化石油ガス供給条例（平成16年上越市条例第181号）の一部を次のように改正する。

第4条中「又はバルク貯槽」を削り、「供給する方式」の次に「又はボンベにより個別に供給する方式」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

基本料金（ガスマーター1個につき1月当たり）	従量料金（1m ³ 当たり）	設備料金
1,254.00円	528.00円	—

備考

- 1 この表に定める額は、税を含む額とする。
- 2 料金は、基本料金、従量料金及び設備料金の合計額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 料金算定期間の末日がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の日である場合の料金の算定については、なお従前の例による。

- 3 施行日前から引き続く液化石油ガスの使用者に係る施行日の属する料金算定期間の料金は、当該料金算定期間の使用量を改正前の上越市液化石油ガス供給条例（以下「改正前条例」という。）の規定による料金及び改正後の上越市液化石油ガス供給条例（以下「改正後条例」という。）の規定による料金の適用日数に応じて按分し、それぞれの使用量で改正前条例第9条において準用する上越市ガス供給条例（平成28年上越市条例第66号）別表第2（調整単位料金に係る部分及び備考4を除く。）及び別表第3（調整単位料金に係る部分及び備考4を除く。）の規定並びに改正後条例第9条において準用する上越市ガス供給条例別表第2（調整単位料金に係る部分及び備考4を除く。）及び別表第3（調整単位料金に係る部分及び備考4を除く。）の規定を適用して算定した額の合計額とする。

この場合において、改正前条例の規定による料金の適用日数に応じて按分された使用量に1未満の端数があるときは、当該端数を切り上げるものとし、改正後条例の規定による料金の適用日数に応じて按分された使用量に1未満の端数があるときは、当該端数を切り捨

てるものとする。

上越市ガス供給条例の一部を改正する条例

上越市ガス供給条例（平成28年上越市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号及び第2号中「0. 075円」を「0. 077円」に改め、同条第2項第1号中「0. 9748」を「0. 9530」に、「0. 0405」を「0. 0585」に改め、同項第2号中「12万4, 190円」を「9万3, 290円」に改める。

「
別表第1中

374. 00円	177. 99円
418. 00円	176. 22円
638. 00円	174. 76円

を
」

「

704. 00円	158. 57円
781. 00円	155. 51円
1, 188. 00円	152. 81円

に改める。
」

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 料金算定期間の末日がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前の日である場合の料金の算定については、なお従前の例による。

3 施行日前から引き続くガスの使用者に係る施行日の属する料金算定期間の料金は、当該料金算定期間の使用量を改正前の上越市ガス供給条例（以下「改正前条例」という。）の規定による料金及び改正後の上越市ガス供給条例（以下「改正後条例」という。）の規定による料金の適用日数に応じて按分し、それぞれの使用量で改正前条例別表第2及び別表第3の規定並びに改正後条例別表第2及び別表第3の規定を適用して算定した額の合計額とする。この場合において、改正前条例の規定による料金の適用日数に応じて按分された使用量に1未満の端数があるときは、当該端数を切り上げるものとし、改正後条例の規定による料金の適用日数に応じて按分された使用量に1未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

上越市企業振興条例の一部を改正する条例

上越市企業振興条例（昭和60年上越市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「（同条に規定する機械及び装置に限る。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

上越市体育施設条例の一部を改正する条例

上越市体育施設条例（昭和46年上越市条例第125号）の一部を次のように改正する。

別表第1上越市柿崎体育館の部を削る。

別表第3(1)の表上越市柿崎体育館の部を削り、別表第3(2)の表上越市柿崎体育館の部を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

上越リゾートセンターくるみ家族園条例の一部を改正する条例

上越リゾートセンターくるみ家族園条例（平成元年上越市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表(1)の表上限額の欄を次のように改める。

上限額
600円
300円
480円
240円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用について適用し、施行日前の利用については、なお従前の例による。

3 改正後の第14条第4項の規定は、施行日以後に発行する回数利用券について適用し、施行日前に発行された回数利用券については、なお従前の例による。

上越市月影の郷条例の一部を改正する条例

上越市月影の郷条例（平成16年上越市条例第63号）の一部を次のように改正する。

別表上限額の欄を次のように改める。

上限額
6,600円
4,900円
300円
300円
300円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

上越市六夜山荘条例の一部を改正する条例

上越市六夜山荘条例（平成16年上越市条例第115号）の一部を次のように改正する。

別表上限額の欄を次のように改める。

上限額
1人につき 7,500円
1時間につき 600円
1時間につき 1,000円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

上越市南葉高原キャンプ場条例の一部を改正する条例

上越市南葉高原キャンプ場条例（平成元年上越市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条の表上越市南葉高原キャンプ場の項中「上越市大字後谷251番地8」を「上越市大字後谷329番地」に改める。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号を削る。

第9条第2号ア⑦を次のように改める。

⑦ 学習・休憩棟、バンガロー及びテントサイト 午前10時から午後4時30分まで

第9条第2号イ中「午前9時から翌日午前9時まで」を「午前10時から翌日午前9時まで」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第11条、第14条関係）

施設の名称	単位	上限額	
		日帰り	宿泊
学習・休憩棟	全館	9,900円	19,800円
バンガロー	1棟	2,600円	7,500円
テントサイト	1張分	700円	1,200円

附属設備	単位	上限額
温水シャワー	1回	100円

備考

1 市内の小学校及び中学校の授業又は行事でテントサイトを利用する場合の上限額は、定額の50パーセントの額とする。

2 この表に定める額は、税を含む額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の上越市南葉高原キャンプ場条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

上越市菖蒲高原緑地休養広場条例の一部を改正する条例

上越市菖蒲高原緑地休養広場条例（平成16年上越市条例第119号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号イ及び第2号ただし書中「午前9時から翌日午前9時まで」を「午後2時から翌日午前10時まで」に改める。

別表(1)の表中「(1) 施設の利用料金」を削り、同表コテージの部上限額の欄を次のように改める。

上限額
利用人数に2,200円を乗じて得た額に18,300円を加算した額
利用人数に2,200円を乗じて得た額に12,200円を加算した額
18,300円
12,200円
利用人数に2,200円を乗じて得た額に13,700円を加算した額
利用人数に2,200円を乗じて得た額に9,100円を加算した額
13,700円
9,100円

別表(2)の表を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の上越市菖蒲高原緑地休養広場条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

上越市リフレッシュビレッジ施設条例の一部を改正する条例

上越市リフレッシュビレッジ施設条例（平成11年上越市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 月曜日 午前11時から午後3時まで

イ その他の日 午前11時から午後3時まで及び午後5時30分から午後9時まで

第11条第1号ただし書中「休日」を「国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) ヨーデル金谷 次に掲げる日

ア 火曜日、第2水曜日及び第4水曜日。ただし、これらの日が休日に当たるときは、その翌日

イ 12月30日から翌年1月3日まで

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の上越市リフレッシュビレッジ施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

上越市安塚雪だるま高原条例の一部を改正する条例

上越市安塚雪だるま高原条例（平成16年上越市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 芝生広場

第9条各号を次のように改める。

(1) キューピットバレイスキ一場 次のとおりとする。

ア キューピットビレッジ 午前10時から午後3時まで。ただし、宿泊利用をする者の利用にあっては、午後3時から翌日午前10時までとする。

イ センターハウス 12月1日から翌年3月31日（以下「冬期営業期間」という。）までの間にあっては午前7時30分から午後10時まで、冬期営業期間以外の期間にあっては午前8時30分から午後5時まで。ただし、キューピットビレッジ、棚田動植物公園のキャンプ場又はゆきだるま温泉久比岐野の宿泊利用をする者の利用にあっては午前7時30分から午後10時までとする。

ウ プラザ2及びプラザ3 午前8時30分から午後5時まで

エ ゴンドラ及びふれあい昆虫館 午前9時から午後4時まで

オ リフト 午前8時30分から午後8時30分まで

カ ゲレンデ 午前8時30分から午後9時まで

キ 芝生広場 午前8時30分から午後5時まで

(2) 棚田動植物公園 次のとおりとする。

ア 体験農園及び植物園 日の出から日没まで

イ キャンプ場 次のとおりとする。

(ア) 宿泊利用 午後1時から翌日午前10時まで

(イ) 日帰り利用 午前10時から午後5時まで

(3) ゆきだるま温泉久比岐野 次のとおりとする。

ア 宿泊利用 午後3時から翌日午前10時まで

イ 日帰り利用 次のとおりとする。

(ア) 4月1日から10月31日まで 午後2時から午後7時まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に關する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）にあっては、午後0時から午後6時までとする。

(イ) 11月1日から翌年3月31日まで 午後0時から午後6時まで

第10条を次のように改める。

(休場日)

第10条 安塚雪だるま高原の休場日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、市長の承認を得てこれを変更することができる。

(1) キューピッドバレイスキー場 次のとおりとする。

ア キューピットビレッジ及びセンターハウス 冬期営業期間以外の期間の月曜日から木曜日まで

イ 芝生広場 冬期営業期間以外の期間の月曜日から木曜日まで及び冬期営業期間

ウ その他の施設 冬期営業期間以外の期間

(2) 棚田動植物公園 冬期営業期間

(3) ゆきだるま温泉久比岐野 月曜日。ただし、この日が休日に当たるときは、その翌日

第12条第2項中「及びプラザ3」を「、プラザ3及び芝生広場」に改め、同条第3項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第15条の見出しを「(利用料金等)」に改め、同条第2項中「別表」を「別表第1」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定管理者は、利用者の利便に資するため、市長の承認を得てリフトの1日券等を発行することができる。

4 前項の1日券等の料金は、別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

別表を削り、附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1 (第15条関係)

施設の名称	区分		単位	上限額	摘要
キューピットバレイスキー場	キューピットビレッジ	宿泊利用	1室1泊 (6人用)	99,000円	・飲食料金を除く。
		日帰り利用	1室1時間	3,700円	
	センターハウス	食堂	1回	104,770円	・占用利用する場合に限る。
		ホール		52,390円	
		休憩室		52,390円	
	プラザ2			52,390円	
	プラザ3			52,390円	
	ゴンドラ		1人1回	2,100円	・未就学児は、無料とする。

	リフト		1, 300円	・ ゲレンデの利用者が利用する場合の額とする。
芝生広場		5 時間まで	30, 000円	・ 占用利用する場合に限る。
		5 時間を超える 8 時間 30 分まで	50, 000円	
	ふれあい昆虫館	1 人	320円	・ 未就学児は、無料とする。
棚田動植物公園	キャンプ場	宿泊利用	1 区画 1 泊	・ キャンプ場の火炊き場及び炊事場の利用料金を含む。
		日帰り利用	1 区画 1 時間	
ゆきだるま温泉久比岐野	宿泊利用	1 人 1 泊	8, 380円	・ 飲食料金を除く。
		1 室 1 時間	1, 200円	
	入浴利用	中学生以上		・ 宿泊利用者及び 3 歳未満の乳幼児は、無料とする。
		小学生	1, 000円	
		未就学児	350円	
			300円	

備考

- 1 営利又は営業上の目的でセンターハウス、プラザ 2、プラザ 3 及び芝生広場を利用する場合の上限額は、定額の 200 パーセントの額とする。
- 2 この表に定める額は、税を含む額とする。

別表第 2 (第 15 条関係)

施設の名称	区分		単位	上限額	摘要
キューピットバレイスキーオークス	リフト	5 時間券	1 人	6, 500円	・ 未就学児は、無料とする。
		1 日券		7, 800円	・ ゲレンデの利用者が利用する場合の額とする。
		シーズン券		78, 000円	・ 5 時間券は、発売当日の開設時間のうち連続した 5 時間の範囲内で使用することができる。
	午後券	午後 0 時から午後 4 時まで		5, 200円	・ 1 日券は、発売当日の開設時間内において使用することができる。
					・ シーズン券の有効期間は、冬期営業期間のうち

		ナイター 券	午後 4 時 から午後 8 時まで	3, 000 円	指定管理者が市長の承認 を得て定める期間とす る。
--	--	-----------	-------------------------	----------	---------------------------------

備考 この表に定める額は、税を含む額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の上越市安塚雪だるま高原条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

上越市大島庄屋の家条例の一部を改正する条例

上越市大島庄屋の家条例（平成16年上越市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号ただし書中「ふるさと文化交流会館の」を削る。

第5条第1号中「木曜日」を「火曜日及び水曜日」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第10条関係）

区分		単位	使用料
ふるさと文化交流会館	大研修室	1室1時間につき	650円
	和室	1室1時間につき	450円
	宿泊利用	1人1泊につき	4,000円
かやぶき生活体験棟	座敷 広間	1室1時間につき	850円
	調理体験室	1室1時間につき	1,100円
	宿泊利用	1人1泊につき	4,000円

備考

- 1 冷房又は暖房を利用するときは、宿泊利用の場合を除き、定額使用料の120パーセントの額とする。
- 2 20人以上の団体が合宿、ふるさと体験又は研修を目的として宿泊利用をする場合の使用料は、この表に定める額から500円を減じて得た額とする。
- 3 かやぶき生活体験棟の調理体験室の使用料には、広間の使用料を含む。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の上越市大島庄屋の家条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

上越市うみてらす名立条例の一部を改正する条例

上越市うみてらす名立条例（平成16年上越市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号を次のように改める。

(1) 健康交流館やらら 次に掲げる区分に応じ、次に定めるとおりとする。

ア 大浴場 次のとおりとする。ただし、交流促進施設光鱗の宿泊室の宿泊利用をする者（以下「宿泊利用者」という。）の大浴場の利用にあっては、午後3時から午後11時まで及び翌日午前6時から午前8時までとする。

イ 金曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）の前日 午前10時から午後10時まで

ウ 日曜日から木曜日まで 午前10時から午後9時まで

エ 屋内プール 午前10時から午後8時まで

オ 屋外プール 午前10時から午後5時まで

カ 個室、大広間その他共有スペース 午前10時から午後9時まで

第9条第2号中「午前9時から午後10時まで」を「午前10時から午後9時まで」に改め、同号ただし書中「午後2時」を「午後3時」に改め、同条第3号ア及びイを次のように改める。

ア 地場物産直売所 午前9時から午後6時まで

イ 食堂 午前10時から午後6時まで

第9条第4号中「午前11時から午後9時30分まで」を「午前11時から午後3時まで及び午後5時から午後9時まで」に改め、同号ただし書中「午後2時から午後9時30分まで」を「午後5時から午後9時まで」に改める。

第10条第1項各号を次のように改める。

(1) 健康交流館やららの屋内プール 7月1日から同月の第3金曜日まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）及び9月1日から翌年6月30日まで

(2) 健康交流館やららの屋外プール 8月の第4月曜日から翌年7月の第3金曜日まで

(3) 駐車場及び休憩スペース 無休

(4) その他の施設 3月1日から11月30日までの間の第2水曜日及び12月1日から翌年2月28日（閏年にあっては、29日）までの間の水曜日。ただし、これらの日が休日に当たるときは、その翌日

別表第1(1)の表上限額の欄を次のように改める。

上限額

2, 060円
1, 030円
1, 200円
300円
1, 260円
840円
530円
2, 200円

別表第1(2)の表上限額の欄を次のように改める。

上限額
20, 000円
16, 000円
12, 000円
20, 000円
16, 000円
12, 000円
30, 000円
24, 000円
18, 000円
45, 000円
36, 000円
27, 000円
2, 200円
31, 430円
15, 720円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の上越市うみてらす名立条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

上越市吉川ゆったりの郷条例の一部を改正する条例

上越市吉川ゆったりの郷条例（平成16年上越市条例第95号）の一部を次のように改正する。

第9条中「午後10時」を「午後9時」に改める。

第10条第2号を次のように改める。

(2) 1月1日及び同月2日

別表第1を次のように改める。

別表第1（第14条関係）

区分		単位	上限額	摘要
浴場	中学生以上	1人	1,000円	・3歳未満の乳幼児は、無料とする。
	小学生		350円	
	未就学児		100円	
和室	21畳の室	1室1時間	2,620円	
	15畳の室		1,575円	
	12畳以下の室		1,100円	
ゲートボール場		1面1時間	800円	

備考

1 和室及びゲートボール場の利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。

2 この表に定める額は、税を含む額とする。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第14条関係）

区分		単位	上限額	摘要
浴場	中学生以上	10枚つづり	9,100円	
	小学生		3,200円	
	未就学児		900円	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第9条、第10条及び別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用について適用し、施行日前の利用については、なお従前の例による。

3 改正後の別表第2の規定は、施行日以後に発行する回数利用券について適用し、施行日

前に発行された回数利用券については、なお従前の例による。

上越市牧湯の里深山荘条例の一部を改正する条例

上越市牧湯の里深山荘条例（平成16年上越市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号イ中「午後4時から午後11時まで」を「午後3時から午後10時まで」に改め、同条第4号ア中「午後3時」を「午後2時」に改め、同号イ中「午後4時から翌日午前9時まで」を「午後3時から翌日午前10時まで」に改める。

第10条中「1月から2月までの間で指定管理者が市長の承認を得て定める期間」を「火曜日及び水曜日」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第14条関係）

区分		単位	上限額	
入館（大浴場）	中学生以上	1人	850円	
	小学生		350円	
	3歳以上就学前までの者		300円	
体験室		1室1時間につき	4,200円	
広間（大広間）			4,100円	
広間（中広間）			3,200円	
交流研修室 会議室			2,900円	
和室	日帰り利用	18畳	1,700円	
		15畳	1,400円	
		12畳	1,100円	
		10畳	1,000円	
	宿泊利用	中学生以上	15,000円	
		小学生	12,000円	
		3歳以上就学前までの者	9,000円	
ゲートボール場		1時間につき	400円	

備考

- 1 体験室、広間、交流研修室、会議室、和室の日帰り利用及びゲートボール場の利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。
- 2 3歳未満の乳幼児の入館及び和室の宿泊利用の利用料金は、無料とする。

3 和室の宿泊利用の上限額は、飲食料金を含まない。

4 この表に定める額は、税を含む額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の上越市牧湯の里深山荘条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

上越市柿崎マリンホテルハマナス条例の一部を改正する条例

上越市柿崎マリンホテルハマナス条例（平成16年上越市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第9条各号を次のように改める。

(1) 宿泊室 次のとおりとする。

ア 宿泊利用 午後3時から翌日午前10時まで

イ 日帰り利用 午前11時から午後2時（宿泊利用をする者がいない日にあっては、午後5時）まで

(2) 会議室 午前9時から午後10時まで

(3) 浴室 午前11時から午後7時まで。ただし、宿泊室の宿泊利用をする者の利用にあっては、午後3時から午後12時まで及び翌日午前5時から午前9時までとする。

(4) 食堂 午前11時30分から午後2時まで及び午後5時30分から午後8時30分まで。ただし、宿泊室の宿泊利用をする者の利用にあっては、午後6時から午後8時30分まで及び翌日午前7時から午前9時までとする。

第10条中「12月30日から翌年1月2日まで」を「水曜日（この日が国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第14条関係）

区分		単位	上限額	摘要
宿泊室	宿泊利用	特別宿泊室	20,000円	・左に定める額は、浴室の利用料金を含むものとする。 ・飲食料金を除く。 ・3歳未満の乳幼児は、無料とする。 ・3歳以上未就学児以下の者は、左に定める額に60%を乗じて得た額を上限額とする。 ・小学生は、左に定める額に80%を乗じて得た額を上限額とする。
	一般宿泊室	1人1泊につき	15,000円	
日帰り利用		1室1時間につき	2,400円	
会議室		1室1時間につき	4,100円	

浴室	中学生以上	1人につき	900円	・3歳未満の乳幼児 は、無料とする。
	小学生		350円	
	未就学児		200円	

備考

- 宿泊室の日帰り利用及び会議室の利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。
- この表に定める額は、税を含む額とする。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 改正後の上越市柿崎マリンホテルハマナス条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

上越市大潟健康スポーツプラザ鶴の浜人魚館条例の一部を改正する条例

上越市大潟健康スポーツプラザ鶴の浜人魚館条例（平成16年上越市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第10条各号を次のように改める。

(1) 浴場、トレーニング室、大広間及び和室 次のとおりとする。

ア 11月1日から翌年3月31日まで 午前10時から午後8時まで

イ 4月1日から10月31日まで 午前10時から午後9時まで

(2) プール 次のとおりとする。

ア 平日 午後1時から午後6時まで

イ 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。） 午前10時から午後6時まで

(3) 食堂 午前11時から午後2時まで及び午後5時から午後8時まで

第11条第1号中「火曜日」を「水曜日」に改め、同号ただし書中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する」を削る。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第15条関係）

(1) 浴場及びプールの利用料金

区分	単位	上限額		
		中学生以上	小学生	未就学児
浴場	1人1回	1,050円	350円	100円
プール		1,050円	630円	630円
浴場及びプール		1,900円	890円	660円

備考

1 3歳未満の乳幼児の利用料金は、無料とする。

2 この表に定める額は、税を含む額とする。

(2) 和室及びトレーニング室の利用料金

区分	単位	上限額
トレーニング室	1時間	2,100円
和室	1室	2,600円
	2室をつなげて一体的に利用する場合	3,900円
	3室をつなげて一体的に利用する場合	6,500円

備考

- 1 利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。
- 2 この表に定める額は、税を含む額とする。

別表第2（第15条関係）

区分	期間	浴場及びプールの定期利用券の上限額	浴場の定期利用券の上限額
中学生以上	1月	21,600円	15,200円
	3月	48,600円	33,160円
小学生以下	1月	12,640円	

備考 この表に定める額は、税を含む額とする。

別表第3（第15条関係）

区分	単位	回数利用券の上限額
浴場	10枚づり	9,550円
プール		9,450円
浴場及びプール		17,200円

備考 この表に定める額は、税を含む額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- （適用区分）
- 2 改正後の第10条、第11条及び別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用について適用し、施行日前の利用については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第2及び別表第3の規定は、施行日以後に発行する定期利用券及び回数利用券について適用し、施行日前に発行された定期利用券及び回数利用券については、なお従前の例による。

上越市吉川スカイトイア遊ランド条例の一部を改正する条例

上越市吉川スカイトイア遊ランド条例（平成16年上越市条例第111号）の一部を次のように改正する。

第10条各号を次のように改める。

(1) 吉川体験と創造の館 次のとおりとする。

ア 宿泊室 次のとおりとする。

(i) 宿泊利用 午後3時から翌日午前10時まで

(ii) 日帰り利用 午前11時から午後2時（宿泊利用をする者がいない日にあっては、午後6時）まで

イ 体育室 午前9時から午後5時まで

ウ 食堂 午前11時から午後6時まで。ただし、宿泊室の宿泊利用をする者の利用にあっては、午後6時から午後9時まで及び翌日午前7時30分から午前9時までとする。

(2) 吉川体験交流センター 次のとおりとする。

ア 研修室及び農産加工室 午前9時から午後5時まで

イ 休憩室 午前10時から午後6時まで

ウ 入浴施設 午前10時から午後6時まで。ただし、宿泊室の宿泊利用をする者の利用にあっては、午後3時から午後11時まで及び翌日午前6時から午前10時までとする。

別表を次のように改める。

別表（第16条関係）

(1) 吉川体験と創造の館の利用料金

区分		単位	上限額	摘要	
宿泊室	宿泊利用	中学生以上	10,000円	・3歳未満の乳幼児は、無料とする。 ・飲食料金を除く。 ・吉川体験交流センターの入館料を含む。	
		小学生	8,000円		
		未就学児	6,000円		
日帰り利用		1室1時間	1,600円	利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。	
体育室		1室1時間	1,600円		

備考 この表に定める額は、税を含む額とする。

(2) 吉川体験交流センターの利用料金

区分	単位	上限額	摘要
----	----	-----	----

研修室の占用利用		1室1時間	1,600円	利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。
農産加工室の占用利用			1,600円	
入館料	中学生以上	1人	700円	<ul style="list-style-type: none"> ・入浴施設の利用料金を含む。 ・3歳未満の乳幼児は、無料とする。
	小学生以下		300円	

備考 この表に定める額は、税を含む額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の上越市吉川スカイトイピア遊ランド条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

上越市板倉保養センター条例の一部を改正する条例

上越市板倉保養センター条例（平成16年上越市条例第112号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号ア中「午後8時」を「午後7時30分」に改め、同号アただし書中「午後4時」を「午後3時」に改め、同号イ中「午後8時」を「午後7時30分」に改め、同号ウ中「午後3時」を「午後2時（宿泊利用をする者がいない日には、午後5時）」に、「午後4時」を「午後3時」に改め、同号エを次のように改める。

エ 食堂 金曜日から日曜日までにあっては午前11時から午後2時まで及び午後5時から午後7時30分まで、その他の日にあっては午前11時から午後2時まで。ただし、和室の宿泊利用をする者の利用にあっては、午後5時から午後10時まで及び翌日午前7時30分から午前8時30分までとする。

第10条中「火曜日」の次に「及び水曜日（これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）」を加える。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条第2項中「前項」を「第12条第1項又は第13条第2項の承認を得た者」に改め、同条を第15条とする。

第13条中「前条第1項」を「第12条第1項又は前条第2項」に改め、同条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（利用の特例）

第13条 指定管理者は、特に必要と認めるときは、大広間を占用して利用させることができる。

2 前項の規定による利用をしようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を得なければならない。承認を得た事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認に当たり、センターの管理上必要な条件を付することができる。

別表を次のように改める。

別表（第15条関係）

区分			単位	上限額	摘要
ゑしんの 里やすら ぎ荘	浴室	中学生以上	1人	900円	・和室の宿泊利用者及び3歳未満の乳幼児は、無料とする。
		小学生		350円	
		未就学児		300円	
	大広間	39畳	1室1時	3,600円	

		4 2畳	間につき	3, 900円	
		5 0畳		4, 600円	
和室	宿泊 利用	8畳	中学生 以上	1人	・飲食料金を除く。 ・3歳未満の乳幼児は、 無料とする。ただし、 寝具の利用料金の上限 額は、別に定める額と する。
			小学生		
			未就学 児		
		日帰 り利 用	8畳		
			15畳		
	1室 1 時 間につき			800円	
				1, 400円	
やすらぎゲートボール場			1面 1 時 間につき	530円	・ゑしんの里やすらぎ荘 の利用者は、無料とす る。

備考

- 1 この表に定める額は、税を含む額とする。
- 2 炙しんの里やすらぎ荘の大広間及び和室の日帰り利用並びにやすらぎゲートボール場の利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 (適用区分)
- 2 改正後の上越市板倉保養センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。

上越市立水族博物館条例の一部を改正する条例

上越市立水族博物館条例（昭和55年上越市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「1,800円」を「2,300円」に改め、同条第4項中「4,300円」を「5,100円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第12条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用について適用し、施行日前の利用については、なお従前の例による。

3 改正後の第12条第4項の規定は、施行日以後に発行する年間入館券について適用し、施行日前に発行された年間入館券については、なお従前の例による。

上越市地域生涯学習センター条例の一部を改正する条例

上越市地域生涯学習センター条例（平成16年上越市条例第139号）の一部を次のように改正する。

第2条の表須川地域生涯学習センターの項及び吉川旭地域生涯学習センターの項を削る。

別表須川地域生涯学習センターの部及び吉川旭地域生涯学習センターの部を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

上越市農業研修センター^{ふよう}芙蓉荘条例を廃止する条例

上越市農業研修センター^{ふよう}芙蓉荘条例（昭和54年上越市条例第18号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

上越市議会の会期等に関する条例

(会期)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第102条の2第1項の規定に基づき、議会の会期は、5月1日から翌年4月30日までとする。

(定例日)

第2条 法第102条の2第6項に規定する定期的に会議を開く日（以下「定例日」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 3月1日
- (2) 6月1日
- (3) 9月1日
- (4) 12月1日

2 前項の規定にかかわらず、定例日が上越市の休日を定める条例（平成元年上越市条例第29号）第2条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日を定例日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、議長は、付議する事件の審議の都合その他特別な事情により必要があると認めるときは、定例日を変更することができる。

(定例日以外の日の会議)

第3条 議長は、緊急を要する事件があると認めるとき、又は法第102条の2第7項の規定による会議を開くことの請求があったときは、前条の規定による定例日以外の日に会議を開かなければならぬ。この場合においては、緊急を要する事件又は同項の規定により市長から示された事件に限りこれを会議に付議するものとする。

2 議長は、前項に規定する場合に備え、毎月（前条第1項に掲げる日の属する月を除く。）1日以上特定の日を、会議を開くべき日（以下「審議予備日」という。）としてあらかじめ指定するものとする。

3 議長は、審議予備日を指定し、又は変更しようとするときは、議会運営委員会の意見を聴いて、これをしなければならない。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

上越市議会通年会期制等の導入に伴う関係条例の整備に関する条例
(上越市議会基本条例の一部改正)

第1条 上越市議会基本条例（平成22年上越市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第101条第2項の規定に基づき、市長に対し、速やかに臨時会の招集を請求しなければならない」を「別に条例で定めるところにより、速やかに会議を開かなければならない」に改め、同条第3項及び第4項を削る。

第13条中「法」を「地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（指定専決処分）

第13条の2 法第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項（以下「指定専決事項」という。）を次のとおり指定する。

- (1) 法令の制定改廃に伴い、引用する当該法令の題名、条項又は用語を整備するために条例の規定の改正をすること。
- (2) 会計年度の末日までに会議を開く時間的余裕がないと認められる日において公布された地方税その他の公課の賦課徴収に係る法令の改正であって、翌会計年度の初日から施行されるものに係る条例の規定の改正及び当該改正に係る歳入歳出予算の補正に關すること。
- (3) 災害（大雪を含む。）、突発的な事故又は感染症により必要となる応急復旧工事、維持補修、除排雪又は支援活動であって、緊急を要するものの歳入歳出予算の補正及び当該歳入歳出予算の補正に係る条例の制定改廃に關すること。
- (4) 国県の政策又は方針に基づく事業のうち、本市の裁量の余地がなく、かつ、速やかに実施しなければならない事業に係る歳入歳出予算の補正をすること。
- (5) 会計年度の末日までに会議を開く時間的余裕がないと認められる日における地方交付税、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金等の確定に伴う一般財源、基金繰入金及び基金積立金の増減に係る歳入歳出予算の補正をすること。
- (6) 法人市民税の予定納税に係る還付金及び還付加算金に関する歳入歳出予算の補正をすること。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第166条の2の規定による翌年度の歳入の繰上充用に係る歳入歳出予算の補正をすること。
- (8) 解散、欠員等の事由に基づく選挙費に係る歳入歳出予算の補正をすること。

(9) 法第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づく議会の議決事件のうち、法律上その義務に属する損害賠償で、1件の金額が100万円以下の額を決定すること及びこれに伴う和解に関すること。

(10) 法第252条の2の2の規定に基づき設置された協議会、法第252条の7の規定に基づき共同設置された地方公共団体の機関等又は法第284条の規定に基づき設置された一部事務組合若しくは広域連合について、これらを組織する地方公共団体の数を増減し、若しくは本市の裁量の余地がない事項を変更し、又はこれらに伴う規約を変更すること。

(11) 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和46年上越市条例第69号）第2条に規定する工事又は製造の請負の契約で、法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を経て締結したものについて、契約金額の100分の10に相当する金額の範囲内で変更する契約で当該変更する金額が3,000万円以内であるものを締結すること。

2 市長は、前項第1号から第8号までに掲げる指定専決事項について専決処分をしようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ議長に当該専決処分の概要を説明するものとする。

3 常任委員会は、その部門に属する事務について法第180条第2項の規定による報告を受けた場合において、必要があると認めるときは、法第109条第2項に規定する調査を行うものとする。

4 議会は、指定専決事項について、議決責任の重要性を踏まえつつ、市長等の迅速な事務執行によって得られる市民の利益を勘案し、必要に応じて見直しを行うものとする。

第15条の次に次の1条を加える。

（通年会期）

第15条の2 議会の会期は、法第102条の2の規定による通年の会期とする。

2 通年の会期に関し必要な事項は、別に条例で定める。

（上越市議会委員会条例の一部改正）

第2条 上越市議会委員会条例（昭和46年上越市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「閉会中」を「休会中」に改める。

第9条第1項中「、又は」を「又は」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第12条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開会することができる。ただし、第16条第1項の秘密会は、この限りでない。

- (1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合
 - (2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合
- 2 前項の規定により委員会が開会される場合において、オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。
- 3 第1項の規定により開会された委員会にオンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。
- 4 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第18条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定により出席を求められた者がオンラインによる方法で説明するときは、議長を経て、委員会にその旨を申し出なければならない。

第21条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第21条の5において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第21条の2第1項中「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第21条の5の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第21条の6第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 参考人は、オンラインによる方法で委員会に出席することができる。

第22条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところ

により、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長が定めるものをもつて代えることができる。

（議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

第3条 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和47年上越市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「招集に応じ、若しくは」を「会議、」に改め、同条第2項ただし書中「招集に応じ、又は委員会若しくは」を「会議、委員会又は」に改める。

（上越市議会定例会条例の廃止）

第4条 上越市議会定例会条例（昭和46年上越市条例第59号）は、廃止する。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条（次号及び第3号に掲げる改正規定を除く。）の規定 公布の日
- (2) 第2条のうち上越市議会委員会条例中第12条の次に1条を加える改正規定、第18条に1項を加える改正規定、第21条の2に1項を加える改正規定並びに第21条の6第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に1項を加える改正規定 令和8年4月1日
- (3) 第1条の規定、第2条中上越市議会委員会条例第5条の改正規定並びに第3条及び第4条の規定 令和8年5月1日